

登園届

令和 年 月 日

保護者様

練馬白菊幼稚園

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。
 なお、医師により登園許可の診断が出された後は、こちらの「登園届」に保護者が記入のうえ、幼稚園に提出してください。

種別	学校感染症と出席停止の基準	
	病名	出席停止の期間
第一種	鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで(病気がなおるまで)
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後3日経過するまで
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	熱が下がってから3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで(無症状の場合は検体採取日を0日目として5日を経過するまで)
	結核	病状により園医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	病状により園医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ ・ 細菌性赤痢	
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタ、アデノウイルス)	
	ヘルパンギーナ	
	その他()	

練馬白菊幼稚園様

病名

病(医)院名

上記の疾病について、 月 日 からの加療の結果、医師より登園許可の診断が出されたので 月 日 から登園いたします。

組

園児氏名

※ 保護者が記入して、幼稚園へ提出してください。

保護者氏名